

学校法人 明治東洋医学院の沿革

I. 源流・九条時代から阿倍野時代

- 大正14年 「山崎鍼灸学院」大阪市西区九条に山崎直文先生が私塾を開設。
- 昭和2年 「明治鍼灸学院」(明治天皇崩御により、明治節が制定されたのを機に)と校名改称。
- 昭和5年 学校を大阪市阿倍野に移転。「明治鍼灸学校」私立学校令による大阪府知事の認可を受け、鍼灸師養成学校としてスタート。
(本科：4年制、受験科：1年制)
- 昭和9年 本科生全員が内務省令による鍼灸師の検定試験に合格したことにより、以後大阪府告示をもって本科卒業生には無試験開業の特典が与えられた。
- 昭和15年 山崎校長逝去の後、学校は国沢氏を校長に迎えて、終戦前後の難局を乗りきるが、昭和20年空爆をおそれ強制疎開にあつて、学生募集はせずに、会館を借りて残留学生の授業を継続したが、学生たちの卒業をもって自然廃校。
(昭和26年)

II. 廃校時期

卒業生は、廃校に伴い自然消滅した同窓会を再興しようと奔走する。会則を作り、昭和28年に同窓会「明友会」が新たに発足。そして、明友会最初の事業として、故・山崎初代校長ご夫妻の追悼法要を行う。続いて山崎校長の遺徳を偲んで、昭和31年9月9日、服部霊園(大阪府豊中市)に顕彰碑を建立した。除幕式が多くの関係者参加のもと盛大に行われたことから、会活動は山崎校長の遺志を継いで「母校の再建を」という気運が一気に高まった。しかし、厚生省は新設校が出来ることをよしとしない態度であったが、今なら何とかなる、今しかないと発起人達は、私財をなげうつ覚悟で母校再建に向けて設立準備をはじめた。

当時、あん摩師・はり師・きゅう師を同時に養成する学校がほとんどで、はり師・きゅう師のみを養成する学校は皆無に近かった。あん摩とはり・きゅうは理論、治療行為面において根本的に相違するものである。本校が養成するのは、はり師、きゅう師及び柔道整復師であるとして申請を行った。

(*社会背景)

*山崎直文先生が私塾を開設するにあたっては、明治維新による新医療制度の大改革は、西洋医学の興隆に対し、日本古来の医療の主流であった漢方・鍼灸等は大打撃を受け、明治18年「鍼灸営業差許し方」という内務省通達が出て、かろうじて営業が許される現状であった。この身分制度上の不合理への改革には、鍼灸を医学として学問上の進歩と教育が大事との考えであった。

山崎先生の心の中には、病気で苦しむ患者にとっては、治療の方法こそ違え、西医も東医も区別はなく、何の変わりもない筈である。ただ教育に大きな隔たりがあるので、医師なみの高度な鍼灸教育こそが急務。「鍼灸の向上発展は、鍼灸専門家によってなせるものである」と主張。新しい医学に基づいて教科書を多数編纂し鍼灸教育に全身全霊をそそがれた。その一方、鍼灸医師法規制同盟を結成し、全国の鍼灸師に呼びかけ政治運動を展開。身分の向上に日夜、東奔西走され、無理がたたり昭和15年9月逝去。以後、運動は引き継がれ続けられたが、日本は第二次世界大戦に突入。立ち消えとなる。

山崎校長の精神は、教員・学生をはじめ先生と関わった人々の心の奥深くにいつまでも消えることのない記憶として残すのである。

*マッカーサー旋風(鍼灸業界での事件録)

日本がアメリカ軍占領統治下にあつたとき、昭和22年、GHQ(占領軍司令部)より鍼灸は西洋医学の立場から禁止の内示があつた。このことを知った鍼灸業界は大騒動になった。大阪と東京で関係者の血のにじむような説得交渉の努力によって沙汰止めとなった。

このことが効を奏し、昭和23年1月「あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師柔道整復師等に関する法律」いわゆる法第217号が議会で成立施行され、ここに鍼灸師の身分法が確立した。とは言え、鍼灸師達にとって、科学を根底とする西洋医学に対して、単なる医業類似行為として格付けされたにすぎず、山崎校長の精神を叩き込まれた卒業生たちにとっては、「鍼灸を医学として西洋医学なみの学問的基礎の上に構成しなければならぬ」との思いを、強く自らに課したのである。

Ⅲ. 学校再建から現在

昭和34年 厚生大臣より設立認可を受ける
「明治鍼灸専門学校」(柔道整復科併設)開校(木造二階建校舎)(大阪府吹田市寄町・現在の寿町)

昭和36年 「明治鍼灸柔道整復専門学校」と改称

昭和41年 準学校法人「明治学院」が認可

昭和42年 鉄筋4階建校舎の落成
準学校法人「明治東洋医学院」に名称変更

昭和48年 増設校舎落成・附属診療所の開設

昭和50年 学校に国際鍼灸科を開設

昭和53年 日本初の「明治鍼灸短期大学」を開学(現在の南丹市日吉町)
学校法人「明治東洋医学院」に準学校法人から変更

昭和54年 専門学校第二校舎の新築

昭和58年 日本初の「明治鍼灸大学」を開学

昭和60年 「はりきゅう教員養成機関」を大学施設内で開校

昭和62年 「明治鍼灸大学附属病院」を開設
メディカルMRセンター開設

平成元年 鍼灸治療所を病院横に隣接移転(附属鍼灸センターと改称)
附属京都駅前鍼灸センター開院

.....

Ⅳ. 専門学校

*業界・学会の支援を得ての学校開校は、将来大学を開学することは折込済みであったが、それは竹竿で星を落とすような考えであった。

教育課程や教育内容の充実に努める一方、旧卒業生をつとに、各地の鍼灸業界で学術講演・啓蒙活動を行った。学生が増えるに併せて教育施設を改善拡充に努めた。特に、「医療人としての人づくり」に力を入れ、その「人づくり」は実習の中で作られると考え、ありとあらゆる実習の機会と実習施設を設け、それが大学附属病院に繋がるのである。当時は教員資格はなく、医師または各業種の有資格者が教壇に立っていた。そこで、専科教員、普通科教員講習会を開講したり、教科書の統一を勧め、全国の学校教育の平均化に努めた。明治鍼灸大学が出来たことにより、専門学校も更に高い教員の資質が求められ、「はりきゅう教員養成機関」(2年課程)が制定され、卒業をもって教員資格となる。業界・学会・学校教育を高めるべく奔走する。

平成3年 「明治鍼灸大学・大学院鍼灸学研究科」(修士課程)開設
天皇・皇后両陛下、明治鍼灸大学附属病院視察のため行幸啓(5月27日)

平成4年 「明治東洋医学院専門学校」に校名変更(現在の吹田市西御旅町へ新築移転)

平成5年 大学施設内の「はりきゅう教員養成機関」を廃止、専門学校内に「教員養成学科」として設置

平成6年 「明治鍼灸大学・大学院鍼灸学研究科」(博士後期課程)開設

平成8年 JR「鍼灸大学前」駅完成

平成14年 「明治鍼灸大学医療技術短期大学部柔道整復学科」を開学

平成16年 「明治鍼灸大学保険医療学部柔道整復学科」を開学

平成18年 「明治鍼灸大学看護学部看護学科」を開学

平成20年 「明治国際医療大学」に大学名変更

平成23年 大学院「鍼灸学研究科鍼灸学専攻」(通信教育課程)の開設

.....

Ⅴ. 大学

*鍼灸大学を申請しようにも認定の法律がないため、設置基準の制定に数年間、度々上京し地道な努力を続けた。ようやく文部省に鍼灸短期大学の設置基準ができた。現在地に土地(約6万坪)を求め、明治鍼灸短期大学を開学。しかし、短期大学の目的は「専門の学芸を教授研究し、職業に必要な能力を育成する」これでは専修学校と有意差を認められない。そこで卒後教育として、鍼灸実技を練磨する専攻科(1年課程)を設けた。時を移さず4年制大学設立に向けて陳情に陳情を重ね、社会的要請を背景に、高い設置基準を満たし、医師と適切な提携が可能な、指導的人材養成を目的とする明治鍼灸大学が開学。さらに、研究者を輩出する大学院(修士課程・博士後期課程)を開設するに至った。

鍼博士・丹波康頼(丹波天田郡)が日本最古の医書「医心方」を984年に朝廷に奉進した。

千年の時を経て、本学院が同じ丹波の地に、4年制の明治鍼灸大学を開学(1983年)は、偶然と言うよりは、神秘的な縁である。